

北九州 PCB 処理事業について

1 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況について

- 処理の進捗は、市内で 9 割以上、県内分で約 8 割、県外分で約 6 割
- 環境モニタリング結果は、基準値に適合

(1) PCB 廃棄物処理の進捗状況

- **市内分**の受入状況（平成 16 年 12 月～平成 26 年 6 月末現在）

	処理対象台数(a)	受入台数 (b)	(b)/(a)
トランス類	6 9 6 台	6 2 4 台	9 0 %
コンデンサ	3, 1 7 1 台	2, 9 3 9 台	9 3 %
安 定 器	5 3, 7 6 6 個	4 3, 6 7 4 個 (1 1 7, 4 2 7 kg)	8 1 %

※ 処理対象台数は、平成 25 年 3 月末現在。

- **県内分**(市内分を除く)の受入状況（平成 18 年 12 月～平成 26 年 6 月末現在）

	処理対象台数(a)	受入台数 (b)	(b)/(a)
トランス類	5 4 6 台	3 6 0 台	6 6 %
コンデンサ	6, 1 9 0 台	5, 8 2 6 台	9 4 %
安 定 器	1 3 0, 2 0 5 個	1 0 0, 8 2 9 個 (2 6 2, 9 5 4 kg)	7 7 %

※ 処理対象台数は、平成 25 年 3 月末現在。

- **県外分**（岡山以西 17 県のうち、福岡県内分を除く）の受入状況
（平成 20 年 4 月～平成 26 年 6 月末現在）

	処理対象台数(a)	受入台数 (b)	(b)/(a)
トランス類	4, 7 9 1 台	1, 4 8 0 台	3 1 %
コンデンサ	4 0, 0 4 4 台	3 2, 9 4 8 台	8 2 %
安 定 器	6 7 0, 1 1 2 個	4 6 6, 0 4 3 個 (1, 2 7 3, 1 4 0 kg)	7 0 %

※ 処理対象台数は、各県の「PCB 廃棄物処理計画」による。

(2) 環境モニタリングの結果

資料 1

PCB 廃棄物処理施設の周辺環境及び排出源で環境モニタリングを実施したところ、直近のいずれの測定値も基準値に適合していた。

2 PCB廃棄物処理の見直しに関する対応について（経過報告）

- 本市受入条件の履行について、国と協議を重ねており、着手できるものから順次取組みを実施
- 併せて本市は、関係自治体に対する取組強化の要請など、独自に取組みを実施

（1）条件履行に係る国の取組み

本市受入条件（参考資料）を国の処理基本計画に盛り込むとともに、これまで以下の取組みを実施。

- ① 処理の安全性の確保
 - 処理施設の健全性確保（機器更新、長期保全計画の策定等）
 - トラブル防止・災害対策（点検見直し体制の構築等）
- ② 期間内での確実な処理
 - 都道府県市に対する早期処理等の要請（未処理事業者の掘り起こし、指導、地元自治体への協力等）
 - 処理料金の負担軽減措置（個人、破産者等の料金減免）
 - 事業会社における営業体制の強化 など

（2）本市の取組み

- 東京都以西31都府県及び政令市に対する、安全かつ早期処理のための取組強化等の要請 資料2
- 広域協議会等を活用した北九州方式の水平展開と進捗把握
- 市内分の今年度中の処理完了に向けた事業者への周知・指導
- PCB担当部署の体制強化 など

以上

平成25年度北九州市環境モニタリング測定結果

(周辺環境及び排出源)

周辺環境

1 大気

- ①PCB 基準(0.0005mg/m³以下)^{*}に適合していた。
 ②ダイオキシン類 環境基準(1年平均値0.6 pg-TEQ/m³以下)に適合していた。
 ③ベンゼン 環境基準(1年平均値0.003mg/m³以下)に適合していた。

調査地点 若松市民会館屋上(若松区本町3-13-1)

調査頻度 年4回(PCB、ダイオキシン類)、年12回(ベンゼン)

調査時期	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン		
			月	試料採取日	(mg/m ³)
春季	0.00018×10 ⁻³	0.030	4月	4/23-4/24	0.0011
			5月	5/8-5/9	0.0023
			6月	6/4-6/5	0.0014

試料採取日 PCB: 5/23-5/30、ダイオキシン類: 5/23-5/30

調査時期	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン		
			月	試料採取日	(mg/m ³)
夏季	0.00021×10 ⁻³	0.020	7月	7/2-7/3	0.00023
			8月	8/6-8/7	0.00037
			9月	9/2-9/3	0.0014

試料採取日 PCB: 8/22-8/29、ダイオキシン類: 8/22-8/29

調査時期	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン		
			月	試料採取日	(mg/m ³)
秋季	0.000072×10 ⁻³	0.014	10月	10/2-10/3	0.0010
			11月	11/6-11/7	0.00091
			12月	12/3-12/4	0.00095

試料採取日 PCB: 11/14-11/21、ダイオキシン類: 11/14-11/21

調査時期	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン		
			月	試料採取日	(mg/m ³)
冬季	0.000088×10 ⁻³	0.013	1月	1/7-1/8	0.0027
			2月	2/5-2/6	0.0036
			3月	3/4-3/5	0.00073

試料採取日 PCB: 2/13-2/20、ダイオキシン類: 2/13-2/20

年平均値	0.00014×10 ⁻³	0.019	年平均値	0.0014
環境基準等	0.5×10 ⁻³ 以下 [*]	0.6以下	環境基準	0.003以下

^{*}「PCBを焼却する場合における排出ガス中のPCB暫定排出許容限界について(S47.12.22、環境庁大気保全局長通知)」で示される環境中のPCB濃度

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

- ①PCB 基準(0.0005mg/m³以下)^{※1}に適合していた。
- ②ダイオキシン類 基準(0.6pg-TEQ/m³以下)^{※2}に適合していた。
- ③ベンゼン 平成25年8月1~2日に測定したベンゼン濃度の測定値が0.055 mg/m³となり、環境保全目標値0.012 mg/m³を超過したが、北九州事業所での処理が原因ではない。

調査地点 PCB処理施設敷地境界(若松区響町1-62-24)

調査頻度 年4回(PCB、ダイオキシン類、ベンゼン)

調査時期	試料採取日	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン (mg/m ³)	
平成25年度	春季	5/23-5/30 ベンゼン:5/23-5/24	0.00012 × 10 ⁻³	0.031	0.0053
	夏季	8/1-8/8 ベンゼン:8/1-8/2	0.00010 × 10 ⁻³	0.045	0.055
	秋季	11/14-11/21 ベンゼン:11/14-11/15	0.000075 × 10 ⁻³	0.020	0.0094
	冬季	2/3-2/10 ベンゼン:2/2-2/3	0.00023 × 10 ⁻³	0.054	0.0055
	年平均値		0.00013 × 10 ⁻³	0.038	0.019
平成26年度	春季	5/19-5/26 ベンゼン:5/19-5/20	0.00015 × 10 ⁻³	0.022	0.0009
基準		0.5 × 10 ⁻³ 以下 ^{※1}	0.6 以下 ^{※2}	0.012 以下 ^{※2}	

※1 「PCBを焼却する場合における排出ガス中のPCB暫定排出許容限界について(S47.12.22、環境庁大気保全局長通知)」で示される環境中のPCB濃度

※2 工業専用地域については、環境基準は設定されていないため、北九州PCB廃棄物処理施設(1期)に係る生活環境影響調査の結果、日本環境安全事業(株)が環境保全目標値として定めた値

2 水質（周辺海域）

- ①PCB 何れの地点も環境基準(検出されないこと※)に適合していた。
 ②ダイオキシン類 何れの地点も環境基準(1pg-TEQ/L 以下)に適合していた。

地点名	PCB		ダイオキシン類	
	試料採取日	(mg/L)	試料採取日	(pg-TEQ/L)
洞海湾 (D2)	8/6	不検出※	9/5	0.041
	9/10	不検出※	9/10	0.046
	平均値	不検出※	平均値	0.044
響灘 (H1)	8/6	不検出※	9/5	0.029
	9/10	不検出※	9/10	0.023
	平均値	不検出※	平均値	0.026
雨水洞海湾出口沖	9/10	不検出※	9/10	0.043
環境基準	-	検出されないこと	-	1 以下

※ 定量下限値は0.0005mg/L

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

- ①PCB 環境基準(検出されないこと※)に適合していた。
 ②ダイオキシン類 環境基準(1pg-TEQ/L 以下)に適合していた。

地点名	試料採取日		PCB (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	
	雨水洞海湾出口沖	平成 25 年度	春季	5/27	不検出※
夏季			8/9	不検出※	0.074
秋季			11/5	不検出※	0.10
冬季			2/3	不検出※	0.06
平均値			不検出※	0.079	
平成 26 年度		春季	5/19	不検出※	0.054
環境基準			検出されないこと	1 以下	

※ 定量下限値は0.0005mg/L

3 底質

①PCB 溶出試験の結果は、不検出であった。なお、環境基準は設定されていない。
成分試験の結果は、基準(10mg/kg・dry未満)^{※1}に適合していた。

②ダイオキシン類 環境基準(150pg-TEQ/g・dry以下)に適合していた。

地点名	PCB			ダイオキシン類	
	試料採取日	溶出試験(mg/L)	成分試験(mg/kg・dry)	試料採取日	(pg-TEQ/g・dry)
洞海湾(D2)	8/13	不検出 ^{※2}	0.04	9/5	16
環境基準等	-	-	10未満 ^{※1}	-	150以下

※1 「底質の暫定除去基準(S50.10.28、環境庁水質保全局長通知)」で定める暫定除去基準値(10mg/kg・dry以上)に該当しないもの

※2 定量下限値は0.0005mg/L

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

①PCB 溶出試験の結果は、不検出であった。なお、環境基準は設定されていない。
成分試験の結果は、基準(10mg/kg・dry未満)^{※1}に適合していた。

②ダイオキシン類 環境基準(150pg-TEQ/g・dry以下)に適合していた。

地点名	試料採取日	PCB		ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
		溶出試験(mg/L)	成分試験(mg/kg・dry)	
雨水洞海湾出口付近	2/3	不検出 ^{※2}	不検出 ^{※3}	5.9
環境基準等			10未満 ^{※1}	150以下

※1 「底質の暫定除去基準(S50.10.28、環境庁水質保全局長通知)」で定める暫定除去基準値(10mg/kg・dry以上)に該当しないもの

※2 定量下限値は0.0005mg/L

※3 定量下限値は0.05mg/kg・dry

4 土 壤

- ①PCB 環境基準(検出されないこと)に適合していた。
 ②ダイオキシン類 環境基準(1000pg-TEQ/g・dry以下)に適合していた。

地点名	試料採取日	PCB (溶出試験) (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
雨水敷地出口付近	9/26	不検出*	0.16
環境基準		検出されないこと	1000以下

※ 定量下限値は0.0005mg/L

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

- ①PCB 環境基準(検出されないこと)に適合していた。
 ②ダイオキシン類 環境基準(1000pg-TEQ/g・dry以下)に適合していた。

地点名	試料採取日	PCB (溶出試験) (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
雨水敷地出口付近	2/3	不検出*	0.83
環境基準		検出されないこと	1000以下

※ 定量下限値は0.0005mg/L

5 地下水

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

- ①PCB 環境基準(検出されないこと)に適合していた。
 ②ダイオキシン類 環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合していた。

地点名	試料採取日	PCB (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
雨水敷地出口付近	2/3	不検出*	0.052
環境基準		検出されないこと	1以下

※ 定量下限値は0.0005mg/L

6 生 物

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

生物試料名 カメノテ

- ①PCB 測定結果は、14,000pg/g・wetであった。なお、基準は設定されていない。
 ②ダイオキシン類 測定結果は、0.43pg-TEQ/g・wetであった。なお、基準は設定されていない。

地点名	試料採取日	PCB (成分試験) (pg/g・wet)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・wet)
雨水洞海湾出口付近	2/3	14,000	0.43

排出源

1 排出ガス

ア PCB、ダイオキシン類

①PCB 協定値 (0.01 mg/m³_N以下) ※¹に適合していた。

②ダイオキシン類 協定値 (0.1 ng-TEQ/m³_N以下) ※¹に適合していた。

調査箇所	試料採取日	PCB (mg/m ³ _N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)
1G5	10/10	不検出※ ²	0.00000072
1G6	10/10	0.000074	0.0016
2G1	1/21	不検出※ ²	0.0000022
2G2	11/16	0.00015	0.016
2G3	1/21	不検出※ ²	0.00000039
2G4	1/28	0.0000020	0.0000022
2G5	1/28	0.0000016	0.00000021
2G7-1	8/29	0.0000050	0.00030
2G7-2	12/26	0.0000010	0.0000010
2G8	1/16	不検出※ ²	0.00000039
基準等		0.01 以下※ ¹	0.1 以下※ ¹

※¹ 協定値 (「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書」の排出管理目標値)

※² 定量下限値は0.0000010mg/m³_N

イ 硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん

①硫黄酸化物 協定値 (K値=1.0 以下) ※に適合していた。

②窒素酸化物 協定値 (230ppm 以下) ※に適合していた。

③塩化水素 協定値 (250ppm 以下) ※に適合していた。

④ばいじん 協定値 (0.05g/m³_N以下) ※に適合していた。

調査箇所	試料採取日	硫黄酸化物 (m ³ _N /h)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ばいじん (g/m ³ _N)
2G7-1	8/29	0.027 未満	81	8.6	0.0081 未満
2G7-2	12/26	0.030 未満	53	6.0 未満	0.0058 未満
基準等		2.3 (K値=1.0) 以下※	230 以下※	250 以下※	0.05 以下※

※ 協定値 (「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書」の排出管理目標値)

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

ア PCB、ダイオキシン類、ベンゼン

- ①PCB 協定値 (0.01 mg/m³_N以下) ※¹に適合していた。
- ②ダイオキシン類 協定値 (0.1 ng-TEQ/m³_N以下) ※¹に適合していた。
- ③ベンゼン 基準 (50mg/m³_N以下) ※²に適合していた。

調査地点 PCB処理施設敷地内 (排気出口(13ヶ所)、換気出口(2ヶ所) 《ベンゼンは、左記排気出口のうち真空加熱分離・液処理系(5ヶ所)と換気出口 (1ヶ所) 》)

調査頻度 年4回 (PCB)、年2回 (ダイオキシン類、ベンゼン)

調査箇所	試料採取日		PCB (mg/m ³ _N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	ベンゼン (mg/m ³ _N)
1G1	25年度	5/20	0.000043	-	-
		8/1	0.00018	0.00080	-
		11/14	0.000010	-	-
		2/13	0.000045	0.00013	-
	26年度	5/22	0.000011	-	-
1G2	25年度	5/20	不検出※ ³	-	-
		8/1	0.000024	0.000022	-
		11/14	不検出※ ³	-	-
		2/13	0.00001	0.00022	-
	26年度	5/22	不検出※ ³	-	-
1G4	25年度	5/21	0.000047	-	-
		8/2	0.000043	0.0094	不検出※ ⁴
		11/15	不検出※ ³	-	不検出※ ⁴
		2/14	不検出※ ³	0.00032	不検出※ ⁴
	26年度	5/20	不検出※ ³	-	-
1G5	25年度	5/21	不検出※ ³	-	-
		8/2	不検出※ ³	0.0000049	5
		11/15	不検出※ ³	-	不検出※ ⁴
		2/14	不検出※ ³	0.000082	不検出※ ⁴
	26年度	5/20	不検出※ ³	-	-
1G6	25年度	5/21	不検出※ ³	-	-
		8/1	0.00013	0.034	不検出※ ⁴
		11/14	不検出※ ³	-	-
		2/14	0.000036	0.00032	不検出※ ⁴
	26年度	5/20	0.00025	-	-
1G7	25年度	5/20	不検出※ ³	-	-
		8/2	不検出※ ³	0.000038	-
		11/15	不検出※ ³	-	-
		2/13	不検出※ ³	0.000079	-
	26年度	5/20	不検出※ ³	-	-
基準等			0.01 以下※ ¹	0.1 以下※ ¹	50 以下※ ²

- ※1 協定値（「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書」の排出管理目標値）
 ※2 北九州 PCB 廃棄物処理施設（1期）に係る生活環境影響調査において当該施設から排出されるベンゼンの最大濃度
 ※3 定量下限値は 0.000010mg/m³_N
 ※4 定量下限値は 1mg/m³_N

調査箇所	試料採取日	PCB (mg/m ³ _N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	ベンゼン (mg/m ³ _N)	
2G1	25年度	4/16	不検出 ^{※3}	-	
		7/10	不検出 ^{※3}	0.0000066	
		9/12	不検出 ^{※3}	-	
		1/9	不検出 ^{※3}	0.00001	
	26年度	4/17	不検出 ^{※3}	-	
2G2	25年度	4/18	0.000014	-	
		7/11	不検出 ^{※3}	0.000028	
		9/10	不検出 ^{※3}	-	
		1/10	不検出 ^{※3}	0.00099	
	26年度	4/15	不検出 ^{※3}	-	
2G3	25年度	4/25	不検出 ^{※3}	-	
		7/10	不検出 ^{※3}	0.0020	
		9/10	不検出 ^{※3}	-	
		1/8	不検出 ^{※3}	0.0000038	不検出 ^{※4}
	26年度	4/30	不検出 ^{※3}	-	
2G4	25年度	4/18	不検出 ^{※3}	-	
		7/11	不検出 ^{※3}	0.000017	不検出 ^{※4}
		9/12	不検出 ^{※3}	-	
		1/8	不検出 ^{※3}	0.0000032	10
	26年度	4/18	不検出 ^{※3}	-	
2G5	25年度	4/18	不検出 ^{※3}	-	
		7/9	不検出 ^{※3}	0.0000018	4
		9/12	不検出 ^{※3}	-	
		1/8	不検出 ^{※3}	0.00000027	不検出 ^{※4}
	26年度	4/18	不検出 ^{※3}	-	
2G7-1	25年度	6/13	不検出 ^{※3}	0.00025	
		9/13	不検出 ^{※3}	-	
		12/3	不検出 ^{※3}	0.00000048	
		3/3	不検出 ^{※3}	-	
2G7-2	25年度	6/6	不検出 ^{※3}	0.013	
		9/10	不検出 ^{※3}	-	
		12/4	不検出 ^{※3}	0.00000060	
		3/4	不検出 ^{※3}	-	
基準等		0.01 以下 ^{※1}	0.1 以下 ^{※1}	50 以下 ^{※2}	

- ※1 協定値（「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書」の排出管理目標値）
 ※2 北九州 PCB 廃棄物処理施設（1期）に係る生活環境影響調査において当該施設から排出されるベンゼンの最大濃度
 ※3 定量下限値は 0.000010mg/m³_N
 ※4 定量下限値は 1mg/m³_N

調査箇所	試料採取日		PCB (mg/m ³ _N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	ベンゼン (mg/m ³ _N)
2G8	25年度	4/15	不検出 ^{※3}	-	-
		7/10	不検出 ^{※3}	0.0000061	-
		9/9	不検出 ^{※3}	-	-
		1/10	不検出 ^{※3}	0.0000021	-
	26年度	4/15	不検出 ^{※3}	-	-
2G9	25年度	4/15	不検出 ^{※3}	-	-
		7/9	不検出 ^{※3}	0.00004	-
		9/9	不検出 ^{※3}	-	-
		1/9	不検出 ^{※3}	0.0000006	-
	26年度	4/15	不検出 ^{※3}	-	-
基準等			0.01以下 ^{※1}	0.1以下 ^{※1}	50以下 ^{※2}

※1 協定値（「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書」の排出管理目標値）

※2 北九州PCB廃棄物処理施設（1期）に係る生活環境影響調査において当該施設から排出されるベンゼンの最大濃度

※3 定量下限値は0.000010mg/m³_N

※4 定量下限値は1mg/m³_N

イ 硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん（平成25年度）

- ①硫黄酸化物 協定値（K値=1.0以下：1時間平均）^{※1}に適合していた。
- ②窒素酸化物 協定値（230ppm以下：1時間平均）^{※1}に適合していた。
- ③塩化水素 協定値（250ppm以下：1時間平均）^{※1}に適合していた。
- ④ばいじん 協定値（0.05g/m³_N以下：1時間平均）^{※1}に適合していた。

調査地点 PCB処理施設敷地内（排気出口のうちプラズマ溶融分解系(2ヶ所)）

調査頻度 年2回（硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん）

調査箇所	試料採取日	硫黄酸化物 (K値)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ばいじん (g/m ³ _N)
2G7-1	6/13	不検出 ^{※2}	32	不検出 ^{※3}	不検出 ^{※4}
	12/3	不検出 ^{※2}	32	不検出 ^{※3}	不検出 ^{※4}
2G7-2	6/6	不検出 ^{※2}	31	不検出 ^{※3}	不検出 ^{※4}
	12/4	不検出 ^{※2}	25	不検出 ^{※3}	不検出 ^{※4}
基準等		1.0以下 ^{※1}	230以下 ^{※1}	250以下 ^{※1}	0.05以下 ^{※1}

※1 協定値（「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書」の排出管理目標値）

※2 定量下限値はK値=0.0044

※3 定量下限値は1ppm

※4 定量下限値は0.001g/m³_N

2 公共下水道排水

①PCB 基準 (0.003 mg/L 以下) に適合していた。

調査地点 PCB処理施設敷地内 (下水排水渠(1ヶ所))

調査頻度 年3回 (PCB)

調査箇所	試料採取日	PCB (mg/L)
下水排水渠 (1ヶ所)	8/29	不検出*
	12/5	不検出*
	1/24	不検出*
基準		0.003 以下

※ 定量下限値は0.0005mg/L

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

①PCB 基準 (0.003 mg/L 以下) に適合していた。

調査地点 PCB処理施設敷地内 (下水排水渠(1ヶ所))

調査頻度 年2回 (PCB)

調査箇所	試料採取日	PCB (mg/L)
下水排水渠 (1ヶ所)	8/2	不検出*
	2/5	不検出*
基準		0.003 以下

※ 定量下限値は0.0005mg/L

3 雨水排水

①PCB 基準 (0.003 mg/L 以下) に適合していた。

②ダイオキシン類 基準 (10pg-TEQ/L 以下) に適合していた。

調査箇所	試料採取日	PCB (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
事業所内雨水ます (1ヶ所)	7/4	不検出*	2.5
基準		0.003 以下	10 以下

※ 定量下限値は0.0005mg/L

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

①PCB 基準 (0.003 mg/L 以下) に適合していた。

②ダイオキシン類 基準 (10pg-TEQ/L 以下) に適合していた。

調査地点 PCB処理施設敷地内 (敷地出口(1ヶ所))

調査頻度 年1回 (PCB、ダイオキシン類)

調査箇所	試料採取日	PCB (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
敷地出口 (1ヶ所)	7/4	不検出*	0.33
基準		0.003 以下	10 以下

※ 定量下限値は0.0005mg/L

4 悪臭

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

- ①アセトアルデヒド 基準 (0.05ppm 以下) に適合していた。
- ②トルエン 基準 (10ppm 以下) に適合していた。
- ③キシレン 基準 (1ppm 以下) に適合していた。

調査地点 PCB処理施設敷地内 (敷地境界(風上、風下2ヶ所))

調査頻度 年1回 (悪臭)

調査箇所	試料採取日	アセトアルデヒド (ppm)	トルエン (ppm)	キシレン (ppm)
敷地境界(風上、 風下2ヶ所)	2/5	不検出 ^{※1}	不検出 ^{※2}	不検出 ^{※3}
基準		0.05 以下	10 以下	1 以下

※1 定量下限値は0.005ppm

※2 定量下限値は1ppm

※3 定量下限値は0.1ppm

5 騒音

【参考】日本環境安全事業(株)測定結果

- ①騒音レベル 基準 (70dB 以下(夜間 65dB 以下)) に適合していた。

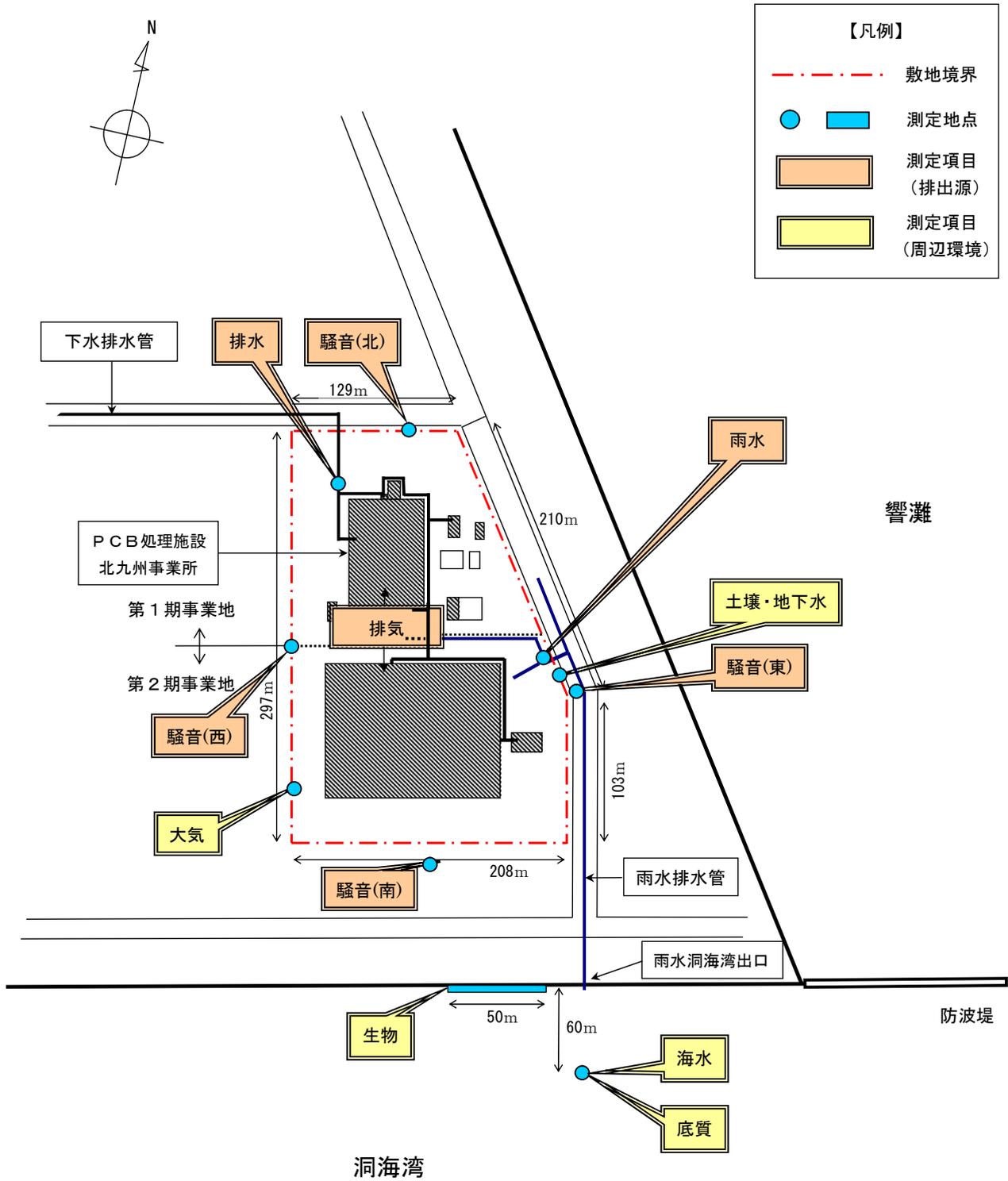
調査地点 PCB処理施設敷地内 (敷地境界(東西南北4ヶ所))

調査頻度 年1回 (騒音)

調査箇所	測定日	騒音 (dB)
敷地境界(東西南 北4ヶ所)	2/14-2/15	62 以下(夜間 62 以下)
基準		70 以下(夜間 65 以下)

北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業

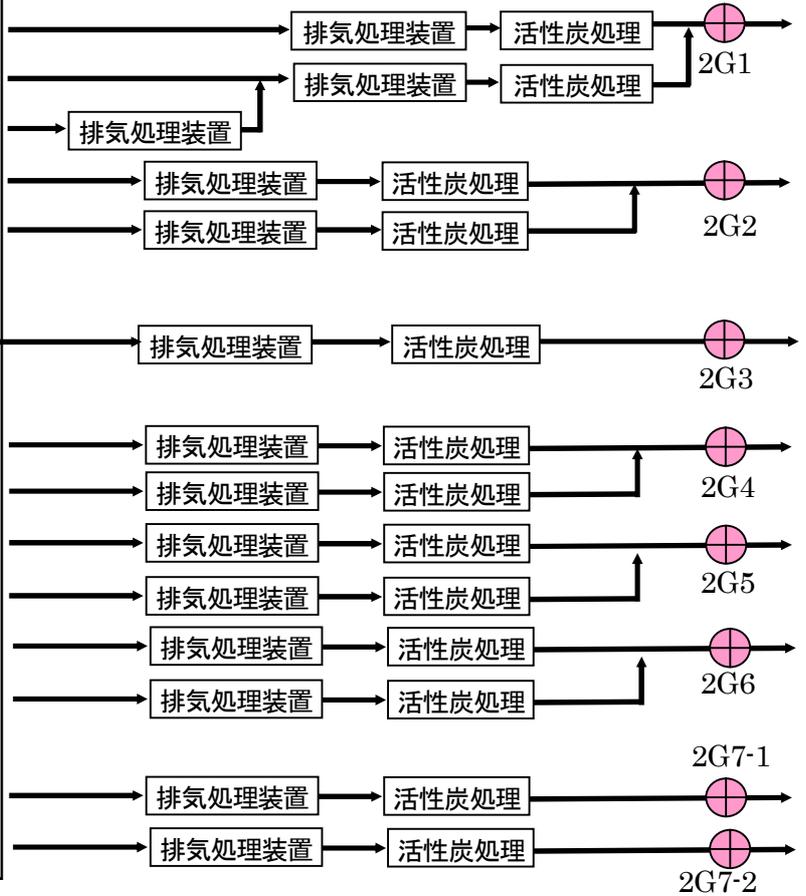
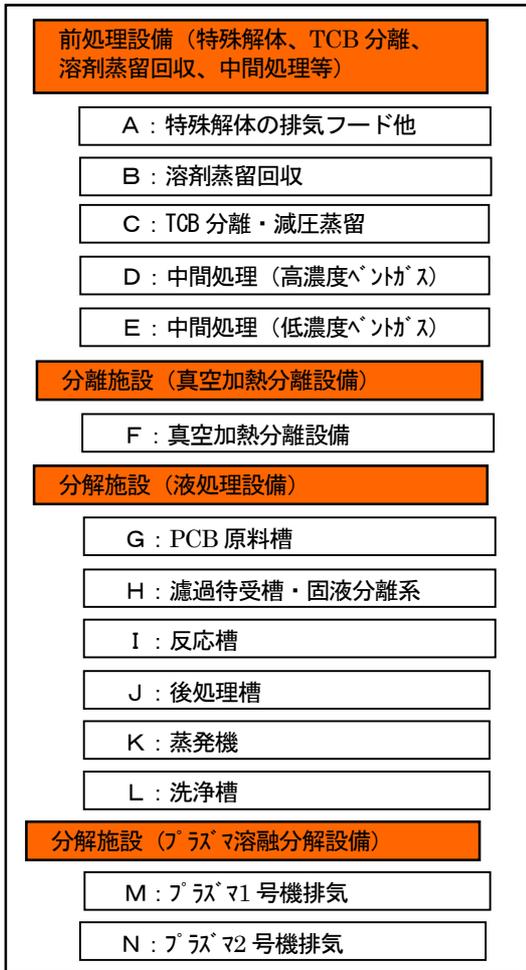
環境モニタリング調査地点図



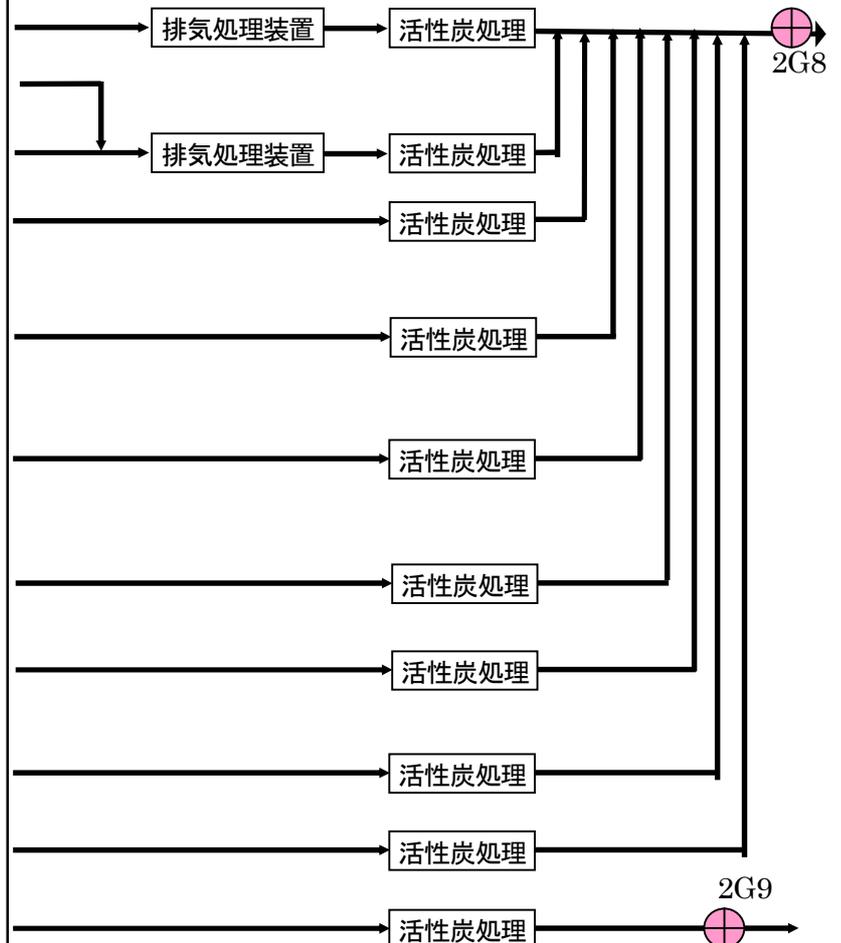
悪臭 悪臭は測定日当日の風上と風下でサンプリングします。

排気測定サンプリング箇所（2期施設）

⊕ : サンプルングポイント



<換気>

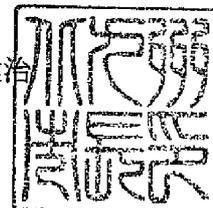


北九環監廃第385号

平成26年 7月 4日

(31都府県知事・政令市長 宛)

北九州市長 北橋 健治



北九州PCB廃棄物処理事業の見直しについて (要請)

1 経緯

北九州におけるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理事業は、そもそも平成12年、カネミ油症の発症の地である本市に対し、国から広域的PCB廃棄物処理施設の立地要請があり、全市民的な議論や安全性の検討を幾重も経て立地を受け入れた経緯があり、これまで、中国・四国・九州・沖縄地域の17県のPCB廃棄物を対象に本年度末を処理期限として、処理の安全性の確保を最優先とする考えの下、市民の理解と協力を得て安全操業に対する監視などを行ってきた結果、この10年間、PCBの外部漏洩や健康被害が発生することなく、全国で最も順調に処理が進められてきました。

そのような中、昨年10月、全国的な処理の遅れを原因とし、国から北九州PCB廃棄物処理事業の処理の拡大及び処理期限の延長の要請を受けた本市は、70回以上、述べ1800名を超える市民説明、また、議会での幾重にも渡る議論を通じ、市民・議会の意見を聴いてきたところであり、その中では、次世代に負の遺産を残さぬようPCBを一日も早く根絶すべきことは、全市民的な理解が得られている一方で、処理の安全性や期限内処理の確保に対する疑義、追加処理及び期限延長に対する地元の負担感についての意見も寄せられました。

これを受け、今年4月、国の責任者である環境大臣に対して、今回の要請を受けたことは誠に遺憾と言わざるを得ないとした上で、市民・議会の意見や想いを取りまとめた別添の27項目の受入条件を提示したところ、環境大臣から全ての条件を承諾し万全を尽くして対応すると回答がなされたことから、要請の受入れを決断したところです。

2 要請

今後、北九州PCB廃棄物処理事業は、近畿・東海・南関東地域の一部のPCB廃棄物を加えた31都府県のPCB廃棄物を処理対象として期間を延長して処理が行われることとなりますが、処理対象地域の都府県市におかれましては、本市が要請を受け入れた経緯、処理施設が立地する地元地域の想いや意見を十分にお汲み取りいただき、PCB廃棄物の処理を安全に、そして、一日でも早く完了するための取組みを強化いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

その際には、以下の項目をはじめとする本市の受入条件につきまして、格別の御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ① 北九州事業所に搬入しようとする運搬事業者に対する北九州市内の輸送規制遵守の周知・徹底
(条件1.(1)③、④関係)
- ② 高圧トランス・コンデンサ等は平成30年度末まで、安定器等・汚染物は平成33年度末までに、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させることを目標としたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂
(条件2.(1)・(3)②関係)
- ③ 使用中PCB含有機器も含めた未処理機器の把握、事業者に対する指導・確認等の取組みの早期かつ計画的な実施と広域調整協議会等を活用した進捗管理
(条件2.(3)①、②関係)
- ④ 本事業が地元の理解と協力の下に成り立っていることの認識と、その理解・協力を促すための取組みの積極的な推進
(条件3.(3)関係)
- ⑤ 本市が講じる本事業に係る処理の安全性の確保や早期処理等を推進するための施策への協力
(条件4.(3)関係)

なお、本市としても、市内分のPCB廃棄物の今年度中の処理完了に向けた取組みをはじめ、PCB廃棄物の安全かつ早期の処理を推進することで、市民の安全安心と理解が確保されるよう最善を尽くしてまいり所存であり、本市の安全対策、早期の処理などに必要な協力が得られない場合には搬入しようとするPCB廃棄物の受入れ拒否も含め厳しく対処する予定です。この点も含めて、事業者に対する指導、周知等を徹底いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本市がこれまで行ってきた未処理機器の把握や処理完了に向けた取組みの共有・連携や、立地自治体として又は広域調整協議会を通じた国や事業会社に対する働きかけなど、処理完了に向けて必要な協力は惜しみません。

以上、北九州市民の願いであるPCB廃棄物の安全かつ一日でも早い処理完了に向けて、今後ともなお一層の連携・協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(以上)

項目	内容
1. 処理の安全性確保	<p>(1) 処理の安全性確保に万全を期すこと(従来からの安全対策の強化、適切な予算・人員を確保した上での対策徹底等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全操業のための運用の徹底(過去の全トラブル及び改善対策内容の再評価、他事業所への水平展開、管理監督体制の強化等) ② 設備・機器の確実な更新・補修(長期保全計画・定期点検、適切な財政措置) ③ 市内運搬時のこれまでの安全対策の堅持(実績があるトラック輸送や輸送ルートの限定等) ④ 運搬事業者に対する市内の輸送規制遵守の周知徹底 ⑤ 安全な輸送路を維持・確保するための必要な措置の確実な実施(財政措置等) ⑥ 自然災害に関する最新の知見を踏まえた災害対策の見直し、必要に応じた対策強化 <p>(2) 万が一、重大な事故が発生した場合、その後の操業の是非について本市と協議を行うこと 被害等に対する必要な措置を迅速に実施すること(補償等)</p>
2. 期間内での確実な処理	<p>(1) 計画的処理期間内(トランス・コンデンサ:平成30年度末、安定器等:平成33年度末まで)に、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと</p> <p>(2) 処理施設の技術的・運用上の改善を徹底、トラブルによる稼働停止等が生じないよう万全を期すこと</p> <p>(3) 関係者が一体となった連携体制を速やかに構築し、各地域において使用中PCB含有機器を含めた未処理機器の把握、事業者に対する確認・指導等の取組みを、本市と同程度の水準を確保しつつ計画的に行うとともに、処理促進に必要な仕組みを早急に構築すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① PCB含有機器の把握・処理のため、国の関係機関、関係自治体、関係団体等が一体となった連携体制を早急に構築、十分な実施体制を確保 ② 都道府県市の処理計画改訂における早期かつ計画的な処理期間の設定、取組みが早期・計画的に進められるよう必要な指導の実施、広域調整協議会等を活用した進捗管理、取組みが十分でない場合における行政的なテコ入れ等 ③ 未処理機器保有事業者に対する幅広くかつ継続的な調査・周知等に必要な支援予算の確保、丁寧な運用の確保(きめ細やかな相談に応じるための窓口の設定等) ④ PCB処理の重要性等に関する国民全体への必要な周知(関係機関との連携や様々なメディア媒体の積極的な活用) ⑤ 迅速な処理に向けての運用強化(JESCOにおける未処理機器保有事業者への積極的な営業等)、処理料金を支払いやすくする制度を速やかに充実(分割払い等)、必要に応じた対策強化の確実な実施(料金値上げ等) ⑥ その他、適正・早期の処理に必要な措置の迅速な実施(新たな処理地域からの円滑な搬入のための調整措置等) ⑦ 事業終了後速やかに解体・撤去を行うための必要な財政措置、解体・撤去の時期、方法等について十分な時間的余裕を持った事前の協議 <p>(4) 如何なる理由があろうと、処理期間の再延長はないこと</p>
3. 地域の理解	<p>(1) 地域への積極的な情報公開、更なるリスクコミュニケーションの徹底、地域との積極的かつ継続的な交流を行うなどの必要な取組みを確実に実施すること</p> <p>(2) 地元企業、人材を最大限活用した地域密着型の事業とすること</p> <p>(3) 地元の理解と協力の下に成り立っていることを国及び処理対象地域の自治体が認識し、その理解・協力を促すための取組みを積極的に推進すること</p> <p>(4) 本市の技術、人材、ノウハウ、仕組み等を国として積極的に評価し、他地域への水平展開を図ること 世界の有害物質のリスク管理にも貢献するための取組みを推進すること</p> <p>(5) 本市の環境未来都市としての取組みが更に発展・展開するよう密接な連携を図ること</p>
4. 取組みの確実性の担保	<p>(1) 安全対策、処理促進策等の各種施策の運用方法や実施状況、更なる対策の必要性等について、本市との定期的な協議の場を設けること</p> <p>(2) 国全体及び北九州PCB処理事業について、平成30年度を目途に、中間総括を行い、本市に報告するとともに、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施すること</p> <p>(3) 本市が本事業に係る処理の安全性の確保や早期処理等を推進するため必要な措置を講じる場合、その施策に積極的に協力すること</p>